

経済産業省 説明資料

1 今回申請された変更について

(1) 調査方法の変更

a 民間委託を計画している月報の範囲等

- ① 今回、民間委託の導入を計画している月報は、具体的に、どの品目に関するものか。
また、それらは、鉱工業指数（IIP）において、どの程度のウエイトを占めるのか。
- ② 今回、民間委託の導入を計画している範囲は、どのような考え方に基づき検討したのか。特に、本省直轄及び経済産業局経由の月報を、民間委託の範囲とした理由は何か。
また、今回民間委託の対象とならない都道府県経由を含む月報は、今後、どうするのか。

<回答> (別紙1を参照)

- ① 民間委託を予定している46月報については、別紙1のとおり。また、IIPとの関係は下表のとおり、生産ウエイトではIIP全体の28.1%、出荷ウエイトでは32.3%、在庫ウエイトでは46.9%を占めている。

		IIP(平成22年基準)	生産動態統計調査分	うち46月報
生産 (付加価値額)	ウエイト	10000.0	8882.1	2814.7
	割合	100%	88.8%	28.1%
	品目数*	487	447	186
	割合	100%	91.8%	38.2%
出荷	ウエイト	10000.0	9018.3	3230.0
	割合	100%	90.2%	32.3%
	品目数*	487	447	186
	割合	100%	91.8%	38.2%
在庫	ウエイト	10000.0	9552.9	4688.9
	割合	100%	95.5%	46.9%
	品目数*	348	334	176
	割合	100%	96.0%	50.6%

*品目数は、生動の調査品目数ではなく、IIP採用品目数である。

- ② 今回、民間委託を導入する範囲は、

- i) 月報の回収率の状況（本省直轄：95%、経済産業局経由：約97%、都道府県経由：約88%/9頁参照）
- ii) オンライン回答の浸透状況（本省直轄：約64%、経済産業局経由：約67%、都道府県経由：約36%/9頁参照。ただし、計算上の分母は、調査系統ごとの回収数ではなく調査対象数）
- iii) 民間委託に伴う調査方法の変更が小規模であること（本省直轄及び経済産業局経由では、郵送・オンラインで行われているが、都道府県経由については、調査員調査も併用している。）
- iv) 円滑な集計業務の維持（毎月の集計作業の円滑な実施を引き続き維持するためには、回収した調査票の審査・集計事務が一本化されている必要がある。）

といった各要素を総合的に勘案した結果として、郵送又はオンラインにより実施している本省直轄又は経済産業局経由のみを調査系統としている46月報（換言すれば、調査系統に都道府県経由が含まれる月報を除いた46月報）とした。

なお、今回の民間委託の対象となる報告者数では約5,900(調査全体の約36%)である。

都道府県経由が系統に含まれる63月報については、法定受託事務として実査を担当している都道府県から意見を徴する一方で、先行して民間委託する46月報の状況を慎重に検討し、都道府県経由の調査についても民間委託が可能かつ合理的との結論が得られるようであれば、その方向での変更も選択肢の一つとして考えている。

b 民間委託の開始時期

民間事業者に業務を委託する時期を、平成29年9月分調査からとしている理由は何か。

<回答>

生産動態統計調査の民間委託については、通常の業務と同時並行で追加的に準備を進めることとなり、着実にこれを進めるためには、通常業務の事務繁忙期と民間委託の集中的な準備期間が極力重ならないようにする必要である。

生産動態統計調査は、1月分調査を開始月とした一年サイクルで実施しており、4～6月が年間補正後の生産動態統計年報（6分冊）の作成・公表、調査関係書類の原稿作成及び経済産業局担当官会議や都道府県ブロック会議の準備等、事務の繁忙期に当たる。

一方で、民間委託のための集中的な準備事務（会計手続き、各種マニュアルの貸与に伴う指導・研修の実施等）に約3～4か月要することから、これらの期間が重ならないようするため、9月分調査からとした。

c 民間委託の業務内容

- ① 今回の変更により民間委託を想定している業務は何か（現在と変更後の業務フローや業務量等を基に、具体的に説明していただきたい。）。また、民間委託後における経済産業省と民間事業者との業務調整は、どのように行われるのか。
- ② 民間事業者の活用により、どのような効果を期待しているのか（例えば、類似の統計調査の事例における民間事業者の活用結果等を踏まえ、具体的に説明していただきたい。）。

<回答>（別紙2を参照）

- ① 従前から民間委託を行ってきた業務は、以下のとおり。

- i) 調査関係書類の印刷
- ii) 調査関係書類の送付（本省直轄分については報告者への郵送、経済産業局経由及び都道府県経由分については、それぞれ経済産業局又は都道府県への送付）
- iii) 回収済み調査票のデータパンチ業務

今回の民間委託では、上記業務に加え、

- iv) 調査関係書類の報告者への郵送（46月報のうち、経済産業局経由のもの）
- v) 46月報に関する回収、督促、審査、照会、集計等に係る業務

を一括して民間委託することを想定している。

民間委託の実施後、経済産業省は、民間事業者に業務の進捗に応じた報告をさせつつ、実査のプロセス全体の管理を担うこととし、その過程においては、審査・照会の指導、督促・照会の支援、集計値のチェック等を行う。これにより、今後とも精度維持に努め、経済産業省の責任において統計調査を実施し、その結果を公表していく。

- ② 商業動態統計調査では、調査票の送付・回収・集計業務に民間事業者を活用することにより、業務量に増減がある督促や疑義照会等にも機動的な対応が可能となった。また、民間委託が浸透し、経済産業省職員の実査・集計業務が軽減されることによって、限られた職員を社会経済情勢の変化等に対応した調査の企画・設計や分析業務に重点化できると考えている。

生産動態統計調査においても、これらの効果を期待している。

d 民間事業者を活用する際の留意点

第Ⅱ期基本計画において民間事業者の活用の際に留意する必要があるとされている以下①～④の点について、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長会議等会議申合せ）等を踏まえ、どのような対応を検討しているのか。

① 結果精度の維持・向上

- ・ 民間委託後においても、高い回収率を維持するとともに、正確な回答を確保するために、どのような取組を想定しているか（特に、民間事業者が行うと想定される報告者への督促、審査及び疑義照会等について、どのような取組を行うのか。その取組は、業務仕様書等に明示されているか。）。
- ・ 類似の統計調査の事例における回収率や集計時期にどのような効果、影響があったのか。
- ・ 集計はどのような手順で行われるか。経済産業省は、結果精度の維持の観点から、どのような関与を予定しているか。また、事業所の数字が大きく変化した場合に実施する、変化の要因分析等に影響は生じないのか。

<回答>

●報告者への督促

1. 経済産業省の職員は、担当する月報の審査・照会業務など督促業務以外の業務を並行して行いつつ、督促業務を遂行しなければならないという制約がある。一方、業務を受託する民間事業者においては、業務量に応じたスタッフの増員などの対応も含め、短期間に集中して督促を行うことが可能となること、及び民間の視点に基づく督促等の高いスキルに加え、国の督促のノウハウを引き継ぐことで、従来の回収率を維持できることが見込まれる。

商業動態統計調査は、民間委託開始後、現時点でひと月分の調査を終了しているが、上記の取組により、同等の回収率を維持できている。

また、調査統計グループ実施の他統計調査における民間委託後の回収率は以下のとお

り。

	民間委託前 (A)	民間委託後 (B)	直近 (C)	(B)－(A)	(C)－(A)
企業活動基本調査	19年度	20年度	27年度	3.4%	5.5%
	79.6%	83.0%	85.1%		
海外事業基本調査	18年度	19年度	27年度	3.9%	0.0%
	69.6%	73.5%	69.6%		
海外現地法人四半期調査	25年度	26年度	28年4－6月	2.8%	4.0%
	78.1%	80.9%	82.1%		

2. 経済産業省本省及び経済産業局で行われている報告者の事情を勘案した督促を民間事業者が継続して実施できるよう、督促マニュアル等を貸与する。
3. 民間事業者が再三にわたり督促するにもかかわらず、調査票を提出しない事業所に対しては、経済産業省職員が直接督促を行うことにより、回収を図る。

●審査及び疑義照会等

1. 審査は、民間事業者が経済産業省統計調査システム（以下「STATS」という。）を使用して実施すると同時に、経済産業省側でも民間事業者の審査実施履歴を確認するとともに、必要に応じて職員が個票審査を実施して、審査漏れの無いように対応する。
2. 疑義照会等についても督促の場合と同様に、民間事業者が短期間に集中して事業所へ照会すると同時に、その対処を迅速に行うことにより、効率的に業務を実施することが可能となる。

また、照会に対する事業所の回答が不明確であったり、照会漏れがある場合には、疑義照会の追加指示や職員が調査対象へ直接照会を行うことで、報告値に対する審査等を確実に行う。

3. 民間事業者が疑義照会を円滑に行えるよう、各月報・品目の特性など疑義照会に際して必要と思われる情報を民間事業者に貸与する。
4. 上記のとおり、照会に係る必要な情報の民間事業者への貸与、民間事業者から提出された照会結果票の確認、照会の追加指示、調査対象への職員自らの照会などを実施することにより、事業所の数字が大きく変化した場合も確実に要因を把握することが可能となる。

●集計の手順

1. 民間事業者は個票審査、サマリ審査を繰り返し実施し、指定の日時までに仮集計値を作成する。経済産業省は、民間事業者から提出された照会結果票を適宜確認しつつ、集計値についても自らサマリ審査し、疑義がある場合には、民間事業者に再度確認させるなど、結果精度の維持に努める。

② 報告者の秘密保護

- ・ 報告者の秘密保護を徹底するため、どのような対応を想定し、仕様書等に明示するのか（各業務における秘密保護措置、再委託の扱い等）。また、再委託を想定しているような業務はあるのか。

<回答>

②仕様書等には、以下のとおり明記する。

1. 業務室

民間事業者が業務を実施する際に、自身の事業所内に開設する業務室（以下「業務室」という。）は、関係者以外の入室を制限するための措置、災害に備えた防火・防炎・防水等の設備を整える。

2. 事業所への立入検査

セキュリティ対策の履行状況を確認するため、経済産業省の職員が管理状況の報告を求める。職員が、本業務の遂行におけるセキュリティ対策の履行が不十分であると認める場合には、立入検査を実施する。

3. 統計法の遵守

民間事業者は本業務の実施に際し、統計法その他関係法令を遵守すること。また、本委託業務に従事する者に対し、統計法において、調査票情報等の適正管理義務や守秘義務、及びそれらに違反した場合の罰則が規定されていることについて、研修又は指導を通じて周知徹底を図ること。

4. データの持ち出し及び運搬等

鉱工業動態統計室又は業務室からの紙調査票及び記憶媒体等の持ち出しを管理する処置を講ずる。また、持ち出しの際には、衝撃に対する破損及び紛失等に考慮した施錠可能なケース等を使用して持ち運ぶこととし、記憶媒体内のファイルは暗号化しパスワードの設定等を行う。

更に、業務室と鉱工業動態統計室とのファイル共有化及びメール等については、強固なセキュリティ確保を備えた方法で行う。

5. データ等の保管及び処分方法

民間事業者は、契約期間中、調査票等の関係資料（審査等で出力した紙媒体のリストを含む。）について、業務室内に施錠可能な専用ロッカー等にて施錠の上、厳重に保管する。

また、端末やサーバ内に保存するデータについては、パスワード設定等によるアクセス制御等の強固なセキュリティを備えた方法により保管する。

なお、契約期間の終了後は、経済産業省の指示に従い、復元できないよう破碎・熔解・焼却等により全て消去し、その旨を報告する。

6. S T A T S の運用

民間事業者は、外部接続によりS T A T Sを利用する場合には、事前に、セキュリティ対策要件や制限等について経済産業省と協議を行い、合意した上で利用することとし、その利用は業務室内に限るものとする。

7. 再委託（データ入力業務等）

データ入力業務等を再委託する場合には、再委託先のセキュリティ等について、事前に経済産業省と協議する。また、再委託先（業務室と再委託先の間の運搬を含む。）に対しても、本体を受託する民間事業者と同レベルのセキュリティ対策を求めることがある。

更に、再委託先についても、必要に応じて経済産業省が現場の立入検査等を行うことにより、セキュリティ対策の実施を確認し、秘密保護を徹底する。

また、従前より民間委託を行っている次の業務については、再委託を想定している。

- ・調査関係書類の印刷・発送
- ・回収済み調査票のデータパンチ業務

③ 信頼性の確保

- ・民間事業者への委託により、報告者が調査に対する不信感や拒否感を持たないようにするため、どのような取組を想定し、仕様書等に明示するのか。また、例えば、商業動態統計調査等において、秘密保護に懸念を示されたような例はないか。

<回答>

③ 1. 商業動態統計調査においては、報告者に対する信頼性の確保のため、今年度の調査関係用品の発送時に事前に民間委託する旨の連絡を行うとともに、民間事業者からもはがきにより受託に伴う事務局設置の通知を調査実施前に行った。また、民間委託後も調査票の提出先を引き続き経済産業省として国調査であることを明確にするとともに、統計法に基づく守秘義務について十分なセキュリティ対策を講じている旨を説明することにより、報告者から懸念を示された事例はなかった。

2. 商業動態統計調査の取組を例に、生産動態統計調査では、以下の取組を実施する。
- 1) 経済産業省のホームページにおいて、本調査を民間委託している旨を明らかにするとともに、民間事業者の名称及び電話番号等の情報を掲載する。
 - 2) 実査開始前の平成29年8月までに、調査経路が変更となる事業所宛てに、本調査を民間事業者に委託した旨を通知し、その中では、本受託業務のために開設した事務局の名称、電話番号及び民間事業者名等について明記する。

④ 民間事業者の履行能力の確認

- ・民間事業者の履行能力を確認するため、どのような取組を想定し、仕様書等に明示するのか。

<回答>

- ④ 1. 最低価格落札方式ではなく、総合評価落札方式を採用し、評価項目に民間事業者の履行能力を確認する項目を設け、民間事業者の履行能力を加味して選定を行う。
2. 更に、仕様書において提出を求める業務計画に関する資料等に加え、業務を効率的に行うために有効な方法を提案させ、その内容を踏まえて民間事業者の履行能力を判断する予定としている。

e 実査スケジュール

今回、民間委託を行う月報の実査に係るスケジュール（調査票の配布、回収・督促、審査、集計、公表等）は、現状のスケジュールに比して、何か影響を受けるのか。

<回答>（別紙2を参照）

実査スケジュールに関しては、基本的に現状と変わらない予定である。

生産動態統計調査は、毎月の調査票提出日を省令で定めているほか、集計結果確定日、速報及び確報の公表予定日時を予め年間で設定しており、当該スケジュールに合わせて、回収、督促、データ入力、審査、疑義照会、集計作業及び鉱工業指数（IIP）へのデータ提供等を行っており、過去に公表が遅れた事例はない。

f 民間委託後の影響評価

今回の変更後の調査結果への影響について、どのような検証を予定しているのか。

<回答>

仕様書上で定められた速報時・確報時の回収率の達成状況の把握や、民間事業者の創意工夫によって得られた効果の検証を予定している。

(2) 調査系統の整理

- a 調査員調査から郵送・オンライン調査に切り替えた調査対象において、切り替えの前後の回収率はどのように推移しているか。

<回答>

経済産業局によっては、10年以上前に調査員調査が終了しているところもあるが、調査員調査から郵送・オンライン調査への切り替えに伴い、協力が得られなくなった事例は無く、調査員調査終了後も回収率を維持している旨、確認が取れている。

- b 本調査の報告者については、近年、報告者の変更はどの程度発生しているか。また、新たに報告者となった事業所に対する依頼・指導はどのように行っているか。

<回答>

調査改正や事業所の廃業・統合などから対象外となった事業所数、及び新設等により、新たに調査対象となった各一年間の事業所数は、以下のとおり。

	平成 27 年	平成 26 年
調査改正、廃業・統合等	▲ 337	▲1378
新設等	177	169

また、経済産業局経由で調査する新規事業所への記入依頼・指導は、経済産業局が直接行い、実査も郵送・オンラインで実施しており、調査員は関与していない。

調査員は、従前からの受け持ち事業所分を担当していたが、調査対象事業所そのものの減少、オンライン提出の促進及び調査員の高齢化等により調査員調査が減少していった。加えて、調査票改正による調査系統の変更及び調査対象の規模上げ等により、平成26年度を最後に調査員調査は終了した。

2 その他

<オンライン調査の推進について>

a 最近（3か年度）の調査票の回収状況（全体の回収率、オンライン調査による回収率等）は、調査系統ごとに、どのような推移となっているか。

<回答>

最近3か年分の調査票の回収状況については、以下のとおり。

区分	2015年(平成27年)			2014年(平成26年)			2013年(平成25年)			
	経由	提出率	オンライン提出率	紙提出率	提出率	オンライン提出率	紙提出率	提出率	オンライン提出率	紙提出率
全体	全体	93.4%	55.4%	38.0%	92.9%	54.0%	38.8%	92.3%	52.1%	40.2%
本省直轄	本省直轄	95.0%	64.2%	30.8%	93.5%	62.0%	31.5%	90.7%	58.0%	32.8%
経済産業局	経済産業局	97.1%	66.7%	30.4%	96.8%	65.5%	31.3%	97.2%	65.1%	32.1%
都道府県	都道府県	87.5%	35.9%	51.6%	86.6%	34.4%	52.2%	85.6%	30.8%	54.7%

全108種類（平成27年時点）の調査票の中において、本省直轄及び経済産業局経由の調査票については、提出率やオンライン提出率は高い傾向にある。

b オンライン調査の推進を図るため、これまでどのような取組を行ってきたのか。当該取組の効果は出ているか。また、今後、どのような対策や取組を行うことを予定しているか。

<回答>

毎年秋（10月頃から）に調査票提出促進運動を実施しており、その際に、オンライン調査への切り替えについて働きかけるはがきを送付するなどの取組を行っている。その効果もあり、年々オンライン提出率は増加傾向にあるものと考えている。

民間委託後も、オンライン利用促進についての取組を実施することにより、オンライン提出率の向上を図って参りたい。

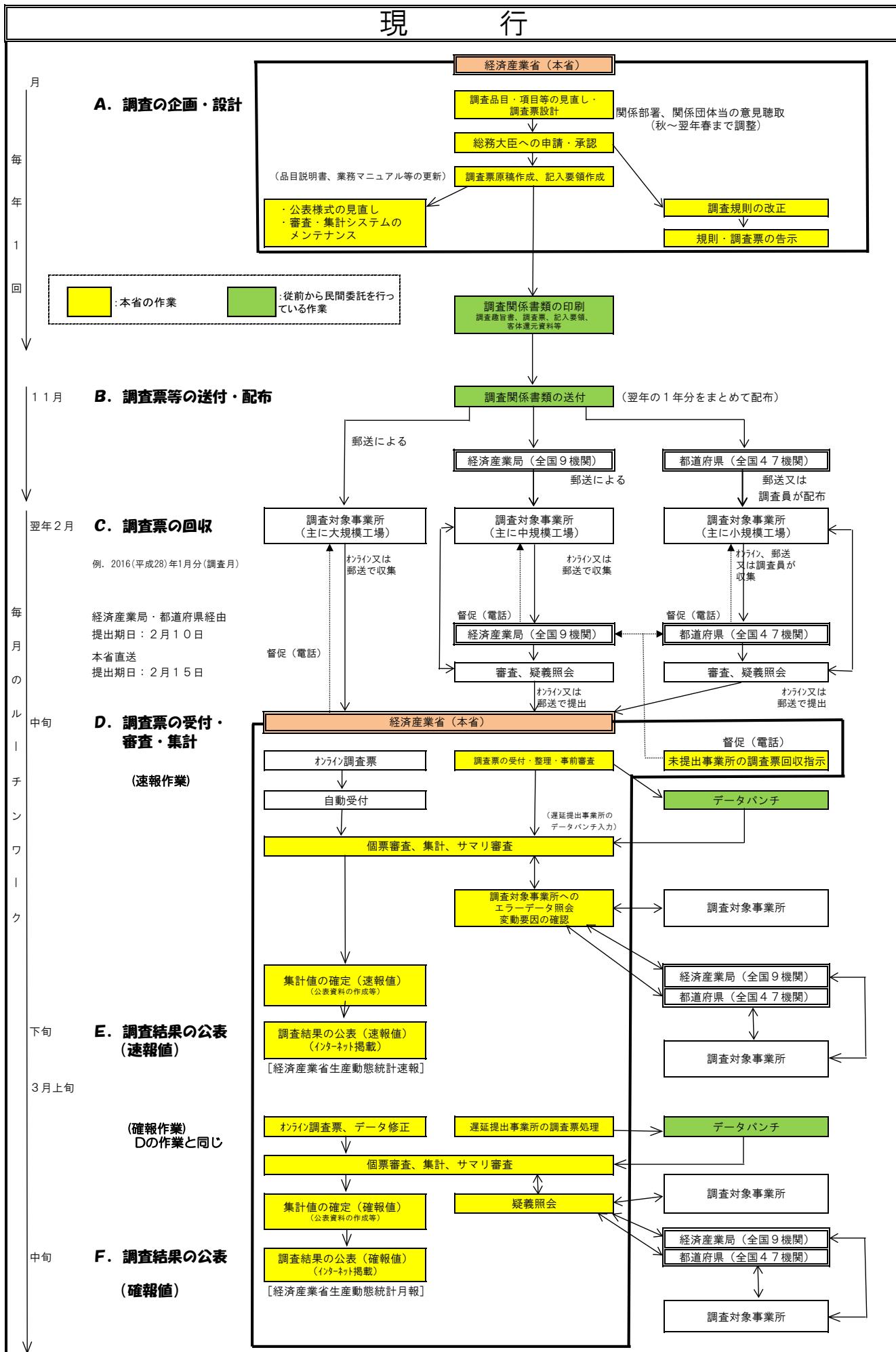
平成29年9月調査から民間委託を予定している調査票一覧

調査票番号	調査票名	調査票の経由区分		
		本省直送	経済産業局	都道府県
1010	鉄鋼月報(その1)銑鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	○		
1020	鉄鋼月報(その2)普通鋼熱間圧延鋼材	○		
1040	鉄鋼月報(その4)普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く。)・めっき鋼材(線類を除く。)・冷間ロール成型形鋼	○	○	
1050	鉄鋼月報(その5)特殊鋼圧延鋼材	○	○	
1060	鉄鋼月報(その6)钢管	○	○	
1070	鉄鋼月報(その7)磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品	○	○	
1090	鉄鋼月報(その9)労務・生産能力	○	○	
2450	機械器具月報(その45)航空機	○		
3010	化学繊維月報		○	
3040	紡績糸月報		○	
4230	パルプ月報		○	
4240	紙月報		○	
4260	板紙月報		○	
4290	段ボール月報		○	
4295	紙おむつ月報	○		
4300	印刷月報		○	
5020	楽器月報	○	○	
5030	家具月報		○	
5040	軽金属板製品月報		○	
5050	文具月報		○	
6010	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	○		
6080	コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報		○	
6090	有機薬品及び写真感光材料月報	○		
6100	石油化学製品月報	○		
6121	無機薬品・火薬類月報		○	
6122	触媒月報		○	
6140	高圧ガス月報		○	
6160	プラスチック月報		○	
6171	油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報		○	
6175	化粧品月報		○	
6180	塗料及び印刷インキ月報		○	
6201	ゴム製品月報(自動車用タイヤ)		○	
6202	ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)		○	
7230	板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報	○		
7250	耐火れんが・不定形耐火物月報		○	
7260	炭素製品・研削砥石月報		○	
7290	ボード・パネル月報		○	
7320	金属製建具月報		○	
8040	原油及び天然ガス月報	○		
8061	石油製品月報	○		
9040	アルミニウム月報	○		
9050	非鉄金属製品月報(伸銅製品)	○		
9060	非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)	○	○	
9070	非鉄金属製品月報(アルミニウム圧延製品)	○		
9080	非鉄金属製品(電線・ケーブル)、光ファイバ製品月報	○		
9810	非鉄金属月報	○		
月報数	合計 46月報	22	31	0

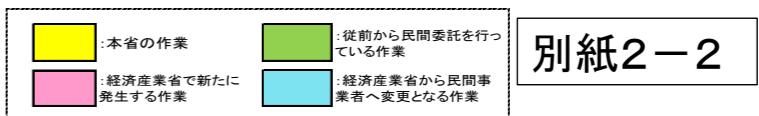
**平成29年度時点では、民間事業者に委託を行わない調査票一覧
(調査系統に都道府県が含まれるもの)**

調査票番号	調査票名	調査票の経由区分		
		本省直送	経済産業局	都道府県
2010	機械器具月報(その1)ボイラ及び原動機(自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く)	○	○	○
2020	機械器具月報(その2)土木建設機械、鉱山機械及び破碎機	○	○	○
2030	機械器具月報(その3)化学機械及び貯蔵槽		○	○
2040	機械器具月報(その4)製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械		○	○
2060	機械器具月報(その6)ポンプ、圧縮機及び送風機(自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く)	○	○	○
2070	機械器具月報(その7)油圧機器及び空気圧機器(航空機用のものを除く)	○	○	○
2080	機械器具月報(その8)運搬機械及び産業用ロボット		○	○
2090	機械器具月報(その9)動力伝導装置		○	○
2100	機械器具月報(その10)農業用機械器具及び木材加工機械	○	○	○
2110	機械器具月報(その11)金属工作機械	○	○	○
2120	機械器具月報(その12)金属加工機械及び鋳造装置	○	○	○
2140	機械器具月報(その14)食料品加工機械、包装機械及び荷造機械	○	○	○
2160	機械器具月報(その16)事務用機械	○	○	○
2170	機械器具月報(その17)ミシン及び織維機械	○	○	○
2180	機械器具月報(その18)冷凍機及び冷凍機応用製品	○	○	○
2190	機械器具月報(その19)業務用サービス機器	○	○	○
2200	機械器具月報(その20)軸受、軸受メタル及びブッシュ	○	○	○
2210	鉄構物及び架線金物月報			○
2220	ばね月報			○
2230	機械器具月報(その23)金型		○	○
2240	機械器具月報(その24)機械工具	○	○	○
2250	弁及び管継手月報		○	○
2260	空気動工具、作業工具、のこ刃及び機械刃物月報		○	○
2270	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報		○	○
2280	機械器具月報(その28)回転電気機械(航空機用のものを除く)		○	○
2290	機械器具月報(その29)静止電気機械器具(航空機用のものを除く)		○	○
2300	機械器具月報(その30)開閉制御装置(航空機用のものを除く)		○	○
2310	機械器具月報(その31)民生用電気機械器具	○	○	○
2320	機械器具月報(その32)電球、配線及び電気照明器具	○	○	○
2330	機械器具月報(その33)通信機械器具及び無線応用装置	○	○	○
2340	機械器具月報(その34)民生用電子機械器具	○	○	○
2350	機械器具月報(その35)電子部品		○	○
2360	機械器具月報(その36)電子管、半導体素子及び集積回路	○	○	○
2370	機械器具月報(その37)電子計算機及び情報端末		○	○
2380	機械器具月報(その38)電気計測器及び電子応用装置		○	○
2390	機械器具月報(その39)電池	○	○	○
2400	機械器具月報(その40)自動車(戦闘用自動車を除く)	○	○	○
2410	機械器具月報(その41)自動車部品及び内燃機関電装品		○	○
2430	機械器具月報(その43)自転車及び車いす(原動機付き自転車を除く)	○	○	○
2440	機械器具月報(その44)産業車両	○	○	○
2460	機械器具月報(その46)計測機器		○	○
2470	機械器具月報(その47)光学機械器具及び時計	○	○	○
2510	粉末や金製品月報(超硬チップを除く)		○	○
2520	鍛工品月報		○	○
2530	銑鉄錫物月報		○	○
2540	可鍛錫鉄及び精密錫造品月報		○	○
2550	非鉄金属錫物月報		○	○
2560	ダイカスト月報		○	○
2570	機械器具月報(その57)半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置		○	○
3110	織物生産月報			○
3150	タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報			○
3160	染色整理月報			○
3180	ニット・衣服縫製品月報			○
3200	二次製品月報(製綿・ふとん、網・綱、細幅織物・組ひも・レース)			○
5080	玩具月報			○
5100	革靴月報			○
5110	製革月報			○
5120	ガラス製品・ほうろう鉄器月報			○
5130	陶磁器月報			○
5140	ファインセラミックス月報			○
6210	プラスチック製品月報			○
7340	セメント・セメント製品月報	○		○
8020	鉱物及びコーカス月報			○
月報数	合計 63月報	25	47	63

「経済産業省生産動態統計調査」の作業フローチャート1



「経済産業省生産動態統計調査」の作業フローチャート2



変更案

